

# ニホンジカ捕獲計画書

(鳥獣被害防止総合対策推進交付金(シカ特別対策等事業))

郡 上 市

(令和8年4月)

1. 目的

郡上市においては、緊急捕獲活動支援事業、野生鳥獣保護管理推進事業により、ニホンジカの捕獲を実施しているところであるが、ニホンジカによる農作物への被害は、過去10か年では令和2年の1,313万円をピークとして、以降令和4年にかけては減少傾向が見られたものの令和5年に被害額が増加に転じている。

また、森林内下層植生衰退度調査結果(R6)によれば、市内南部地域の衰退が著しく、生態系への影響が懸念されるところである。

このため、本事業により、ニホンジカの被害がある農作地(市内全域)及び近年林業被害が拡大(市内全域)しているエリアを中心としたニホンジカの集中捕獲を実施することにより、農林業被害減少と個体数を抑制させることを目的とする。

2. 目標

(1)推進方針

ニホンジカによる郡上市内の農作物及び幼齢林木、森林内下層植生の獣害被害が抑制する。

ニホンジカの行動範囲は広範囲に及ぶことから郡上市全域の山中を捕獲区域として設定し、計画的な捕獲を行うことにより、ニホンジカの生息数を抑制し、農林業被害の軽減、生態系の保全、生活環境の保護を図る。

(2)目標捕獲頭数

165 頭

3. 事業実施体制に係る項目

(1)構成市町村、構成機関と役割分担

| 範囲  | 構成機関         | 役割分担             |
|-----|--------------|------------------|
| 郡上市 | 郡上市          | 実施事業の総括、捕獲確認、支払い |
|     | 郡上市猟友会       | 捕獲・止め刺し技術指導      |
|     | 郡上市鳥獣被害対策実施隊 | 捕獲、捕獲個体処理        |
|     | ジビエ加工施設      | 捕獲確認、捕獲個体処理      |

(2)鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

①捕獲計画の作成段階

鳥獣被害対策アドバイザーから、本計画案について助言を得る。

②ニホンジカの集中捕獲の実施・推進段階

8月末に捕獲状況や目撃情報等を整理し、鳥獣被害対策アドバイザーにさらなる事業の推進に向けた対応方策や捕獲計画の変更について助言を得る。

③捕獲計画(捕獲目標等)に対する事業成果(捕獲効率含む)の評価段階

事業の評価に当たり、鳥獣被害対策アドバイザーから捕獲効率の観点からの評価手法及び評価結果について意見聴取する。

4. 事業の対象地域内における被害防止計画の作成状況

令和6年度に作成した郡上市鳥獣被害防止計画(計画期間:令和7年度～令和9年度)を基に本事業の推進を図る。被害防止計画で設定した捕獲計画では、個体数及び生息域が拡大しつつあることから、過去3年間(令和3年度～令和5年度)の捕獲実績を踏まえ、ニホンジカは毎年度4,000頭を目標としている。

5. 生息状況調査等の結果に係る項目(生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等)

(1)生息状況

ニホンジカの生息地域は、本州以南のニホンジカ密度分布図(環境省公表)、岐阜県第二種特定鳥獣管理計画及び岐阜大学応用自然科学部附属野生動物管理推進センターの調査結果を参考とした。

(2)生息数

環境省密度分布図(令和4年度)によると、郡上市は5kmメッシュ単位で20頭/km<sup>2</sup>以上の割合が多く、上記県管理計画の目標密度3～5頭/km<sup>2</sup>を大きく下回っている。

(3)捕獲状況

令和元年度以降の年度別の狩猟及び管理捕獲による捕獲頭数の推移を下表に示す。(頭)

| 年度    | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 管理捕獲  | 1,339 | 1,794 | 1,362 | 1,362 | 1,315 | 1,649 | 1,429 |
| 個体数調整 | 827   | 1,100 | 1,919 | 1,352 | 1,272 | 1,870 | 1,280 |

(4)被害状況

令和元年度以降の年度別の農作物被害状況の推移を下表に示す。(万円)

| 年度  | R1    | R2    | R3    | R4  | R5  | R6  |
|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 被害額 | 1,060 | 1,313 | 1,041 | 394 | 693 | 873 |

6. 捕獲の対象地域等

郡上市全域(保護区・休猟区を設けない)

## 7. シカの集中捕獲の内容

### (1) 捕獲体制(捕獲者)

捕獲者は、郡上市鳥獣被害対策実施隊員とする。

### (2) 目標捕獲頭数等に係る内容

郡上市全域 165頭

### (3) 捕獲方法

銃器、箱わな、くくりわな及び囲いわなによる。

### (4) 捕獲期間

令和8年8月1日～9月30日

### (5) 捕獲に要する経費

ニホンジカ(成獣、幼獣)の捕獲活動経費として、18,000 円/頭を、郡上市を通じて交付する。

### (6) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲の確認方法については、市職員、写真による個体の確認、ジビエ処理加工施設の搬入確認に限り、市長が認めたジビエ処理加工施設の職員とする。

なお、捕獲個体処理方法は、埋設、自家消費、処理加工施設での処分とする。

### (7) 捕獲目標に対する事業成果(捕獲効率含む)の評価方法の設定

事業成果については、設定した目標捕獲頭数の達成率が70%未満の場合は、達成状況が低調であるものとする。

また、捕獲効率は、郡上市が実施する他の鳥獣被害防止対策の取組事例と合わせ総合的に評価する。